

学校いじめ防止基本方針

和泉市立青葉はつが野小学校
令和6年4月

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

本校は、児童数、教職員数が多く、ともすれば子ども同士、また職員同士のつながりが希薄になりがちである。

いじめを未然防止するという観点から、人の心の痛みを自分のものとして受け止め、自分のことも人のことも大切にできる、豊かな心を育成するため、今、本校の児童にはどんな課題があり、どういう力が欠けているのか、その実態を明らかにし、その力をつけていくためにはどのような取り組みが必要なのかを全教職員で協議し、それを元に、各分掌・各学年で、同じ方向性を持って進んでいかなければならない。

学年全体で、学校全体で育てていくなかでいじめを未然防止していく。これが基本理念である。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

＊具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

（1）名称

校内生指支援委員会

（2）構成員

校長 教頭 首席 生活指導担当 養護教諭 支援教育コーディネーター
各学年代表1名 該当学年

（3）役割

ア 学校いじめ防止基本方針の策定

- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画

本基本方針に沿って、別紙のとおり実施する。生活指導研修 複数回

5 取り組み状況の把握と検証

校内生指支援委員会は、取組みが計画通りに進んでいるかを PDCA サイクルの観点から経営会議の度に適宜検証する。個々の事例に応じたケース会議のあり方について点検を行い、必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

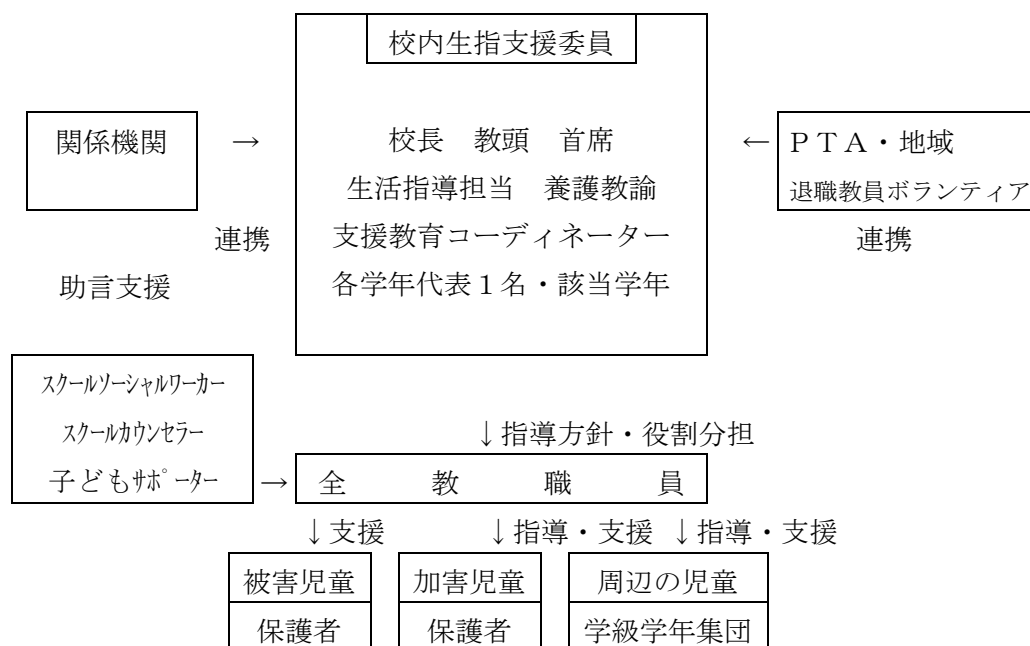
1 基本的な考え方

「対話のある学校」

これは本校の学校教育目標である。ここでいう「対話」とは、「向かい合って話し合うこと」と、狭義にとらえるのではなく、「自分の思い通りにならない他者、自分と同じ考えで行動するとは限らない他者との間でも、お互いを認め合い、信頼関係を築くこと」である。そのことをふまえ、健康・安全教育、生活指導の充実した、子どもたちにとって安心できる居場所、楽しい学校づくりに努める。また、一人ひとりの生命と人権を何よりも大切にしていく。

この基本的考え、全教職員の共通理解の基、以下の学校体制でいじめの未然防止に取り組む。

いじめ未然防止のための「校内生指支援委員会」を中心とした学校体制



2 いじめの防止のための措置

- (1) 命を尊び、安全・安心に通える学校作りを推進する。
- (2) 学び合い、支え合い、高め合う、すなわちお互いが認め合う人権意識の向上を図る。
- (3) 教師と児童との信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を育てるため、価値を求めて接する態度を教職員自らが体現しながら指導にあたり、「対話」することにより、児童相互が良さに気づき、認め合う関係作りを大切にした授業を推進する。その過程で主体的に学び、行動する児童を育成するよう取り組む。
- (4) 基礎・基本を確実に習得させ、すべての児童が「わかる・できる」喜びを感じることができ、自己肯定感を高めることができる授業の創造に努める。そのため、児童一人ひとりが参加実感を味わえる授業づくりや認められる場を創造する。
- (5) 個に応じた指導を充実するため、支援教育コーディネーターが中心となり、担任と少人数指導担当教員、専科教員等が連携し、よりきめ細かな指導を工夫する。また支援教育の視点で児童理解を深め、丁寧な生活指導をめざす。
- (6) 「開かれた学校づくり」のため、幼保・中はもちろんのこと、家庭・地域・関係諸機関との連携を深める。特に保護者に対しては、保護者の「思い・願い」や「不安」に共感し、しっかりと受け止める姿勢を大切にして地域・保護者の信頼を得る努力を続ける。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめはどこのクラスにも起こりえるとの認識に立ち、普段からクラス内の人間関係を把握し、児童の変化(欠席・遅刻の増加、成績の変化、顔色、表情等)を見逃さず、相談しやすい関係、信頼関係を築いておく。教職員においては、共通理解・協力体制のもと、普段から情報交換を行い、家庭・地域との連携を密にし、情報交換に努め、いじめ等の問題行動等の背景(環境的理由・原因)の把握に努める。

2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的に教職員によるスクリーニングを行う。また、児童アンケートを学期に一度行う。定期的な教育相談としては、スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカーによる教育相談をそれぞれ行う。また、終礼・経営会議での報告、学年会や生活指導部会での情報交換・事例研究、保健室からの情報により日常の観察を行う。
- (2) 保護者と連携して児童を見守るため、PTA実行委員会等において、家庭・学校でのそれぞれの子どもの様子・実態について情報交換し、必要なサポートを相互に行う。また地域教育協議会、地域青少年問題協議会等の機関とも同様の取り組みを行う。
- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、生徒指導担当、養護教諭、支援コーディネーターをあてる。
- (4) 学校ホームページ等により、いじめ相談体制を広く周知する。校内生指支援会議、学校教育自己診断等により、相談体制が適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検する。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報については、その対外的な取り扱いについて、本校個人情報取扱規程に沿って取り扱うものとする。

第4章 いじめに関する考え方

1 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どのクラスにも起こり得るもので、人間として絶対に許されないものであり、いじめを受けた子どもの心と体に、またその成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であるとの認識のもと、その未然防止、早期発見、解消および再発防止は学校・家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ協働し、一体となって取り組むべきものである。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

(1) 報告・連絡・相談

発見・通報を受けた者→担任・学年主任・生活指導担当→校長・教頭
迅速に、些細なことでも

(2) 校内生指支援委員会開催

- ①具体的対応方針決定
- ②状況把握
- ③全教職員との情報共有
- ④事実確認及び指導記録

(3) 教育委員会へ報告

状況により、必要な支援を要請

(4) 関係機関との連携

状況によって、こども未来室、こども家庭センター、警察等との連携の必要性を判断する。

3 いじめられた児童またはその保護者への支援

(1) 被害児童への支援

①話をうなずきながら聴く。

児童の不安や恐怖等、気持ちに共感し、安心感を与えるようにする。

②本人の訴えた言葉を繰り返す。

「しっかり聴いているよ。」ということ伝えることにより、安心感を生む。

③内容を整理して聴き取る。

「いつ、どこで、誰が、なにを、どのようにされた」かを、事実を整理しながら丁寧に聞き取る。

④本人が努力していることを支持する。

「本当につらい思いをしたのだね。」「よく我慢したね。」と、努力を認める言葉をかける。
「あなたにも悪いところがあるのでは。」等、否定的な言葉は当該児童の内面をさらに傷つけたり、周りのいじめを一層助長させたりすることになるので使わない。

⑤ いじめの解消は、「いじめに係る行為が止んでいること」かつ「いじめの行為による心身の苦痛を感じていないこと」が満たされた状態を指すが、いじめを再び受けるようなことがあれば、いつでも相談に来よう伝え、日常的な見守りや声かけを継続する。

(2) 被害児童保護者への支援

- ①相手の思いを正確に受け止めるため、複数の教職員で対応し、丁寧に話を聞くことにより、保護者の怒りや不安の感情等を受け止める。
- ②子どものことでどんなことを心配しているか等、保護者の思いを十分に聴き取った後、内容を整理し要約して、保護者に確認し、事実関係を確認することを約束する。
- ③事実関係の整理後、速やかに面談し、学校でいじめを防止（発見）できなかったことについてお詫びし、学校で確認した子どもの様子や周りの状況などを説明する。
- ④今後の対応について、被害の子どもに対する心のケアや見守る体制等を説明し、「いつまでに、何を、どのようにするか」という具体的な対応策を示す。
- ⑤定期的に連絡を取り、情報交換をしながら互いに児童の様子に留意する。
- ⑥「いじめが再発するのではないか。」という不安を和らげる配慮をする。

4 いじめた児童への指導又はその保護者への助言

(1) 加害児童への指導

- ①事実を明確にする。
 - ・何があったか・どんな行動をとったか・いつ頃から・どんなときに
 - ・どこで・どんな気持ちで・どんな方法で・誰と
- ②事実に従って指導する。
 - ・加害者自身を否定しない。
- ③いじめを認めたら、相手の身になってよく考えさせ、反省を求める。
- ④「この行動は社会では許されない」「相手は悩み、苦痛を味わっている」ことに気づかせる。
- ⑤意見が対立するときは「もう一度話し合おう」と言って先へ急がない。
- ⑥加害児童自身が深刻な問題や大きな不満を抱えていることがある。行為の責任を問うだけの指導にとどまらず、その背景を分析する。

(2) 加害児童保護者への助言

- ①「自分や自分の子どもが責められている」等の感情に配慮しながら、加害の児童の人格を否定しているのではなく、いじめという行為を否定していることを明確に伝える。
- ②いじめの解決を目指した具体的な指導について、理解と協力を求める。その際、保護者の理解と学校との信頼関係が大切なこと等、保護者の思いも傾聴しながら伝えていく。
- ③子どもへの接し方については、「一方的に叱るのではなく、子どもの思いも十分に聞いてあげてください。」「一緒に考えてみてください。」等、具体的にできそうなことに絞って適切に助言する。
- ④定期的に連絡を取り、情報交換をしながら互いに児童の様子に留意する。
- ⑤「加害者としてレッテル張りを周囲にされるのではないか。」という不安感や子育てへの自信の喪失感へ配慮する。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) はやし立てる「観衆」や、見て見ぬふりをする「傍観者」の存在は、被害の子どもにとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤立感・孤独感を強める存在であることを理解させる。
- (2) 「観衆」の児童には、その行為がいじめをさらに拡大させ、深刻な事態にさせていることを理解させ、加害の児童同様、「いじめ行為は相手の人格を侵害するもので、絶対に許されることではない」という強い姿勢で対応する。
- (3) 「傍観者」の児童は、いじめ自称を結果的に容認しているという意味では、加害者といえる。「傍観者」の児童への働きかけがいじめの対応の重要なポイントとなる。この児童たちの価値観が「いじめを許さない」ものになるよう、相手の気持ちや立場を思いやる心を育てる指導をする。
- (4) すべての教職員が丸となって、「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

6 ネット上のいじめへの対応

(1) SNS等への対応

①「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも児童や保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

- ・情報提供本人から直接聞き取りを行い、記録を取る。
- ・情報提供者の連絡先を確認し、情報源の守秘を約束する。

②書き込み内容の確認と保存

- ・書き込みのあったURLを控え、内容を保存する。内容が緊急性を要する場合（殺人予告・自殺予告等）は関係機関に連絡する。

③SNS等の管理者に削除依頼および開示請求（本人または家族が原則）

④SNS等のプロバイダーに削除依頼

- ・管理者の連絡先が不明、削除依頼しても削除されない場合、プロバイダーへ依頼する。

(2) 児童への対応

①被害児童への対応

「ネット上のいじめ」の特徴としてその匿名性から加害の児童を特定するまで時間がかかることや、掲載された個人情報が多方面に流出する可能性もあることから、心のケアに対する体制や関係機関との連携についてもケース会議等で検討し、その内容を含めて伝える。また保護者と話し合いの場を持ち、学校の対応について説明し、家庭の状況についてきめ細かに把握できるよう連携を強化する。

②加害児童への対応

加害児童自身がいじめに遭っていて、その仕返しとしてSNS等に誹謗・中傷を書き込む場合もあるため、安易に加害者と決めつけず、その背景や事情についても綿密に調べる。保護者に対しても「ネット上のいじめ」は許されない行為であることを説明するとともに、再発させないために、家庭での携帯電話やインターネットの利用のあり方について助言する。

③すべての児童への対応

SNSやチェーンメール等で誹謗・中傷を発見した際には教職員や保護者に相談するよう伝えるとともに、以下の点を指導する。

- ・SNS等への誹謗・中傷の書き込みは、いじめであり、決して許されない行為であること。
- ・SNS等への書き込みは、匿名でも個人が特定されること。書き込みが悪質な場合は犯罪となる場合もあること。また書き込みが原因で傷害や殺人等の重大な犯罪につながる場合もあること。

7 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、次の対処を行う。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

○「生命、心身又は財産に重大な被害」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○「相当の期間」

- ・年間30日を目安とする

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

【教員用】いじめ対応セルフチェックシート

それぞれの項目について、「はい」と答えられれば、「✓」（している・できている）を入れてください。

「✓」の入らなかった項目については、自身で別添の資料で確認したり、学校全体で話し合ったりしてください。

<基本認識など>

- 1 ☐ いじめは重大な人権侵害であるという認識を持っている。
- 2 ☐ いじめとはどのような行動・言動なのか（いじめの定義）を理解している。
- 3 ☐ 「いじめはどの子どもにも起こりうる」という認識を持っている。
- 4 ☐ 学校の「いじめ防止基本方針」の内容を、毎年度確認している。
- 5 ☐ 「校内いじめ対応マニュアル」にある適切な対処などを理解し、実行している。
- 6 ☐ 気になることがあったときには、一人で抱え込まず、他の先生や管理職に相談している。
- 7 ☐ 「いじめが解消している状態」とはどのような状態であるか理解している。
- 8 ☐ いじめにかかる研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めている。

<未然防止>

- 9 ☐ 「いじめは決して許されない」ことを様々な機会に子どもに発信している。
- 10 ☐ いじめについて考えさせる授業や機会を学期に何度か設定している。
- 11 ☐ コミュニケーション能力を育み、互いに認め合える集団づくりや授業をしている。
- 12 ☐ 携帯電話やインターネットとの正しい向き合い方を計画的に指導している。
- 13 ☐ 自らの言動が、いじめを助長することがないように意識している。

<早期発見>

- 14 ☐ すべての子どもの気持ちや状況を把握する工夫をしている。
- 15 ☐ 子どもの小さな変化や気になる言動をいじめではないかと考え、積極的に認知している。
- 16 ☐ 子どもが相談しやすい雰囲気づくりに努めている。
- 17 ☐ 情報（アンケートの結果等）を他の教員等と共有し、適切に保管している。

<発生時の対応>

- 18 ☐ 被害を受けている子どもの気持ちを理解し、守ることを第一に考え、行動している。
- 19 ☐ いじめを発見したり、相談を受けたりした場合、迅速に組織で対応している。
- 20 ☐ いじめの訴えから、事実の調査をする際、情報収集すべき内容（いつ・どこで・だれが・なぜ・どのように等）を理解している。
- 21 ☐ 聞き取りなどを行う際、子ども個別の事情やその場の状況等を配慮している。
- 22 ☐ いじめの対応について連携できる関係機関・専門機関とそれぞれの役割について理解している。
- 23 ☐ 被害側・加害側とも保護者に対して、いじめの事実や今後の方針等、丁寧に説明、対応している。

<重大事態への対応>

- 24 ☐ どのような事態が「重大事態」にあたるかを理解している。
- 25 ☐ いじめ重大事態の認定や調査委員会に関する事項などについて理解している。